

平成28年10月12日

長野市廃棄物減量等推進審議会
会長 松本 明人 様

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料改定専門部会
部会長 三野 たまき

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料改定専門部会における意見
及び審議経過について（報告）

このことについて、専門部会としての意見等を取りまとめましたので、下記のとおり報告します。

記

1 専門部会における検証結果及び意見

一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料の改定については、別紙のとおり。

2 審議経過

(1) 第 1 回 専門部会

ア 開催日時・場所

平成28年 5 月10日(火) 午前 9 時30分～11時30分

第一庁舎 7 階 第 2 委員会室

イ 部会名称について

「一般廃棄物（し尿及び生活雑排水）処理手数料改定専門部会」に決定

ウ 部会長選出について

三野委員を部会長に選出

エ 議事

参考資料 5

(ア) し尿処理の概要及びし尿処理手数料の見直しについて、主な質問等

特に無し

(イ) 生活雑排水簡易浄化槽の概要及び生活雑排水処理手数料の見直し
について、主な質問等

a 審議会や専門部会では、手数料の改定に伴い、収集原価に対する補助割合や補助対象についても議論するということか。

自ずとそうなる。議論をお願いしたい。

(意見・要望)

- ・ アンケート調査の結果を見ると、水洗化をためらっている一番大きな理由は、経済的事情ということがわかった。アンケートをどのように捉えていくかで議論の方向性が変わる。

(2) 第2回専門部会

ア 開催日時・場所

平成28年7月7日(木) 午後2時00分～4時20分

第一庁舎7階 第1委員会室

イ 議事

参考資料6

(ア) し尿収集処理手数料の改定素案について、主な質問等

特に無し

(意見・要望)

- ・ 改定率については、事務局案を採用することとしたい。特別加算料は、事務局において事業者へヒアリングを行い、次回の専門部会までに案を示して欲しい。

(イ) 生活雑排水処理手数料改定の方向性について、主な質問等

a 生活雑排水の設置は任意なのか。

任意となっている。平成13年度までは、設置に関する市の補助制度があった。

(意見・要望)

- ・ 簡易浄化槽を設置していない者がどの程度いるのか、把握する必要がある。
- ・ 簡易浄化槽の清掃手数料について、市が補助していることを知らずに利用している者がいることは問題。今後も周知が必要であると思う。
- ・ 清掃手数料に対する市の補助割合見直しの中で、経済的弱者に対する配慮を検討する必要があると思う。値上げしてもこれまでどおり年4回清掃してくれるようにできると良い。

(3) 第3回専門部会

ア 開催日時・場所

平成28年10月6日(木) 午前9時30分～11時10分

長野市役所第一庁舎 会議室151

イ 議事

参考資料7

(ア) し尿収集処理手数料の改定素案について、主な質問等

第2回の専門部会で課題となっていた特別加算料の取扱いについて、実地調査を行った結果、条例上の「くみ取り可能な最短距離」で、80メートルを超えていなかったことから、今後の動向により再検討するものとし、今回の改定では見合わせることにした。

(イ) 生活雑排水処理手数料の改定素案について、主な質問等

(意見・要望)

- ・ 当人が一旦全額支払った後で、市に申請してから補助金を受け取る方式が理想だが、市側の事務処理が大変手間になると思う。
- ・ 実地調査等今後のスケジュールを示して欲しい。
- ・ 次回の改定に向けて、利用者個別の状況の把握に努めること。また、水質汚濁防止法の観点を利用者に周知するよう、答申の附帯意見に盛り込んで欲しい。